

下記の業務について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和7年12月22日（月）

太田市長 穂積 昌信

1 業務名

太田市道路台帳図電子化及び公開型G I S導入業務

2 業務概要

プロポーザル実施要領のとおり

3 履行期間

プロポーザル実施要領のとおり

4 提案上限額

プロポーザル実施要領のとおり

5 応募条件

(1) 応募者

応募者は次のとおりとする。

①応募者は、本業務を行う能力を有する企業とする。

②応募者は、本プロポーザルに必要な諸手続きを行うほか、契約に係る優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

①令和7年12月22日現在、太田市入札参加資格者名簿「物品・役務」に登録され、令和8年度以降も太田市入札参加資格を有すること。

②以下の全ての資格を有していること。

(1) セキュリティマネジメントシステム認証登録 ISO 27001

(2) 情報保護マネジメントシステム認証登録 JIS Q 15001

(3) 品質マネジメントシステム JIS Q 9001

(4) サービスマネジメント ISO 20000

(5) ISMS クラウドセキュリティ認証 ISO 27017

③群馬県内に管理測量士を常駐している本店又は支店、営業所があること。

④測量法（昭和24年法律第188号）第55条により、測量業者としての登録を受けている者であること。

⑤新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）を活用し、道路台帳電子化及び公開型GIS構築を行った実績を有していること。

⑥過去10年以内に路線延長1,000km以上の道路台帳電子化の実績を有していること。

- ⑦再委託する場合は、一部作業の再委託を行えるものとし、各項目すべてを再委託することは認めない。なお共同企業体（JV）による申し込みは受け付けない。
- ⑧地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ⑨会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑩太田市の契約に係る太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

6 プロポーザル参加申込みの手続き等
プロポーザル実施要領のとおり

7 契約保証金

契約保証金は、太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号）に定めるところによる。

8 支払い条件

太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）及び太田市契約規則による。

9 その他

- (1) 本プロポーザルに参加するために必要な資格の無い者のした提案又は本プロポーザルに関する条件に違反した提案は、無効とする。
- (2) 提出書類の金額、印影若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい提案又は金額を訂正した書類を提出したときは、無効とする。
- (3) 応募者が契約までに本プロポーザルの条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (4) 談合情報があったときは、太田市談合情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、審査を中止するか、又は審査に参加できる者の数を減ずる場合がある。
- (5) 本公告のほか、関係法令及びプロポーザル実施要領により行う。
- (6) 本事業の契約には、令和8年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない